

歴史的風致維持向上計画策定の効果（メリット）

(1) 認定計画に基づく事業の支援措置

国により認定された歴史的風致維持向上計画（以下「認定計画」という。）に位置付けた事業に対する支援項目の拡大や支援要件の緩和などが受けられる。

① 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

歴史的風致形成建造物[※]の買取り、移設、修理、復原を支援対象に追加。（国費率：区市町村 1/2、民間事業者等 1/3（間接補助））

※歴史的風致形成建造物とは、重点区域内において歴史的風致を形成し、その保全を図る必要があると認められる建造物として、歴史まちづくり法に基づき市町村長が指定した建造物。増改築等にあたり、市町村への届出が必要となる。

② 社会資本整備総合交付金（都市公園事業）

古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので、歴史上又は学術上価値の高いものを支援対象に追加。（国費率：1/2）

③ 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

一定の要件[※]を満たす場合において、国費率の上限を 40% から 45% に嵩上げ。

※都市再生整備事業の主たる事業が認定計画に位置づけられており、かつ全ての事業が認定計画の歴史的風致の維持及び向上に関する方針に適合するものであること等。

④ 歴史的観光資源高質化支援事業

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却等に対して支援。（補助率 1/3）

⑤ 農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）

歴史的風致維持向上計画に位置付けられた農業水利施設等の土地改良施設を整備の対象に追加。

(2) 法律上の特例措置

計画の認定を受けた区市町村が円滑または効果的に計画を実施できるよう、法に基づく事務や権限等を認定区市町村や歴史的風致維持向上支援法人[※]に委譲、また計画に基づく取組みの推進を図るため、法律上の特例措置を講じる規制緩和等が可能。

（権限移譲の例）

- ・文化財保護法に係る一部の事務【国（文化庁）→認定都市】
- ・歴史的風致の維持向上に寄与する都道府県管理の都市公園の管理【都道府県→認定都市】等

※市町村長の指定を受けて歴史的風致の維持及び向上によるまちづくり活動を行う公益法人、NPO法人

(3)税制措置

歴史的風致を維持向上し、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずることが可能。

(所得税・法人税)

- ・ 認定計画に定められた重点区域内のポケットパーク、水路等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、譲渡取得等について 1500 万円控除

(相続税)

- ・ 歴史的風致形成建造物である家屋又はその敷地について 3 割評価減

(4)歴まち計画の策定そのものによる効果

- ・ 重要文化財など文化財保護法に基づく支援だけでなく、その周辺環境についても、拠点施設の整備、町なみ整備、歴史的活動の継続などに対する支援が行われることで、全体として歴史的風致の維持向上が図られる。
- ・ 歴史まちづくりに関する庁内横断的な推進体制を作ることができる。
- ・ 歴史的資源の掘り起こしや総合把握を行うことができる。
- ・ 歴史まちづくりに関するビジョンの共有による施策間の連携が円滑化する。
- ・ 国の認定による知名度向上・市民意識向上を図ることができる。
- ・ 歴まち計画に事業を位置づけることで事業実施が担保され、予算が獲得しやすくなる。 等